



ることができ、感謝の気持ちでいっぱいです。今後も感謝の気持ちを忘れずに更なる村の発展のために尽力していきたいと思えます。」とおっしゃっていました。

根岸達男氏 『旭日単光章』を受章

います。当村においても、人事院勧告や埼玉県人事委員会の勧告を参考に、近隣自治体の動向等を勘案するなどして、職員給与と改定に対応しています。平成23年度の人事院勧告では、月給を0・23%引き下げるもの

となつていますが、埼玉県人事委員会は据置きを勧告し、埼玉県では給与改定を見送り、近隣自治体も改定を見送ったことから、当村としても総合的に判断し改定しないこととしました。

根岸達男氏（安戸・88歳）が5月1日、旭日単光章を受章されました。

平な判断力を発揮して、村執行部への適切な助言および誠意ある協調の実を挙げ、自治振興、生活環境の向上に尽力され、こうした永年の功績が認められ、今回の受章となりました。

根岸氏は、昭和48年4月に村議会議員に当選し、以後平成9年4月までの通算6期約20年7ヶ月の永きにわたり在職されました。この間、数々の役職を歴任し、平成元年4月に副議長、さらに平成4年4月に議長に就任し、持ち前の実行力と公正公

根岸氏は、「当時、議員として、何事も綿密な計画を立てて前進してまいりました。この度地域の皆さんをはじめ、多くの方々のご支援のおかげで受章する

子どものしあわせのために

＝日本に在留する外国人の皆さんへ＝ 外国人の住民基本台帳制度7月から始まります

住民基本台帳法の一部が改正され、平成24年7月9日より外国人住民にも住民票が作成されます。これにより現行の外国人登録制度は廃止されます。

新制度の主な内容

○日本人と外国人住民が世帯ごとに編成され、全員が記載された住民票の写しなどが発行できます。

○転出時には村で「転出証明書」を受け取り、他の市区町村で転入の手続きが必要です。

○在留資格や在留期間の変更の際、地方入国管理局と市町村に必要な届出が、地方入国管理局のみの届出で済むようになります。

※7月9日までは、現在の外国人登録法に基づいた手続きが必要です。特に「居住地」「在留資格」「在留期間」「世帯主との続柄」等は、変更申請漏れなどがないようご注意ください。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1221
※総務省コールセンター（多言語電話相談窓口）でもご案内しています。

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi-gyousei/c-gyousei/zairyu.html

***児童扶養手当制度**…… 父母の離婚、父の死亡などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定の障害があり、その子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。手当の支給は子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

・**所得制限について**…… 資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

***特別児童扶養手当制度**…… 精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

・**所得制限について**…… 資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1221

国民年金免除制度

国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方には、申請して所得審査で承認された場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

●保険料免除制度

所得に応じて「全額免除」「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の4段階の免除があります。役場国民年金担当窓口へ申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して承認を受けると、その期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

●若年者納付猶予制度

30歳未満の方に限り利用できる制度です。役場国民年金窓口へ申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して承認を受けるとその期間の納付が猶予されます。どちらの承認期間も7月から翌年6月までです。

申請される方は、年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格証等を持参され、お早めにご手続きをください。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1221